## かいらん





平成21年4月15日 第**1332**号 編集町長公室

### 大洗町職員の採用(中途)試験

#### 採用職種・人員

技術職(建築士1名、土木施工管理技士1名、保健師 1名)

#### 受験資格

【共通事項】 昭和49年4月2日~昭和58年4月1日までに生まれた方

職種	必 要 な 資 格 等
建築士	建築工事等に関する実務経験が5年以上あり、1級建築士の資格を有する方
土木施工 管理技士	土木工事等に関する実務経験が5年以上あり、1級土木施工管理技士の資格を有する方
保健師	看護師または保健師に関する実務経験が2 年以上あり、保健師の資格を有する方

#### 申込受付期間 (郵送又は持参)

平成21年5月7日まで(5月7日の消印まで有効)

試験日 平成21年6月中旬頃(後日連絡いたします。)

試験方法 作文試験・面接試験

#### 申込方法

受験申込書は町役場総務課の窓口で配布しています。受験資格の詳細などはお問い合わせください。

#### 申込み及び問合せ

〒311-1392 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881-275 大洗町役場 総務課人事係 ☎ 267-5111 (内線 233)

# 大洗町体育協会ゴルフ部 部 員 募 集 !

新入部員を募集しております。ふるってご応募ください。 **応募資格** 町内在住者及び町内に勤務先がある方

部 費 入会金 3,000円 (入会時のみ) 年会費 2,000円

競技会 年6回大洗ゴルフクラブにて開催

(特別優待料金にてプレー可)

申込み/問合せ 副部長 照沼 端雄 ☎ 266-1200

長谷川正徳 ☎ 267-3101

### 5月1日から7日までは憲法週間です

5月3日の憲法記念日を中心に5月1日から7日までの1週間を憲法週間とし、関係機関では人権尊重思想の普及高揚に努めています。

基本的人権の尊重は日本国憲法の重要な柱の一つであり、すべての人の人権が尊重される社会が実現されなければなりません。

憲法週間に当たり、身近で起こる差別や偏見について一人ひとりが考え、人権尊重意識を高め、豊かな人間関係をつくりましょう。

人権問題でお困りのときは、最寄りの法務局人権相 談所又は人権擁護委員までご相談ください。

みんなで築こう 人権の世紀 〜考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心〜

水戸地方法務局

茨城県人権擁護委員連合会

# 水戸保健所からのお知らせ「ひきこもりかな?」と思ったら、相談してください。

ひきこもりは本人の問題ですが、その問題をご家族だけで「何とかしよう」と頑張ることが、かえってご家族自身を社会から孤立させ、ひきこもりをより長引かせてしまうことになります。

水戸保健所では、専門医師による相談を月1回行って おります。

ひきこもり状態にある方とご家族だけでなく、相談を 受けている方もご利用いただけます。

なお、予約制となっておりますので、相談を希望される方は、事前に電話等でご連絡ください。

相談日時 原則 毎月第1月曜日 10:00~12:00

※5月については、5月11日 (第2月曜日)

場 所 茨城県水戸保健所 精神保健相談室・会議室

担当医師 石崎病院院長 田中 芳郎 氏

問 合 せ 水戸保健所保健指導課 ☎ 241-0571

## 「シルバー無事故・無違反チャレンジ100」 参加チーム募集について

65歳以上の方3人1組で、無事故・無違反を目指す「シルバー無事故・無違反チャレンジ100」の参加チームを募集します。

100日間の無事故・無違反を達成したチームの中から抽選で20チームに、旅行券をはじめ県産品などの賞品をプレゼントします。

- ■募集期間 5月1日(金)から6月22日(月)まで
- ■参加資格 県内在住の65歳以上の方で、運転免許を持っており、日常的に自動車等を運転される方(原動機付自転車免許のみの方もご参加いただけます)。
- ■賞 品 等 ◇達成チーム全員に達成証と達成記念品 ◇達成チームの中から抽選で20チームに、 賞品をプレゼント
  - ・特賞(旅行券六万円) 1チーム
  - ・A 賞 (旅行券三万円) 5チーム
  - · B賞(県産品など) 12チーム
  - ・連続チャレンジ賞(日帰り入浴券等) 昨年と今年、連続参加チームの中から2 チーム
- ■問合せ 茨城県生活文化課 ☎ 301-2842 HP http://www.anzen.pref.ibaraki.jp/

### 石綿(アスベスト)健康被害者のご遺族のみなさまへ

平成18年3月27日から「石綿救済法」が施行されておりますが、その法律の一部を改正する法律が平成20年12月1日から施行されました。この改正により次の点が変更されましたのでご注意ください。

- 1. 特別遺族給付金の請求期限の延長
  - ・平成24年3月27日まで延長されました。
- 2. 特別遺族給付金の支給対象の拡大
  - ・平成18年3月26日までに亡くなった労働者のご家 族の方へと拡大されました。
  - ・労働者が亡くなった時期により支給対象となる給付(特別遺族給付又は労災保険の遺族補償給付)が異なります。

なお、労災保険法に基づく遺族補償給付を受ける 権利は、5年の消滅時効がありますので、お早め に請求手続きを行ってください。

問 合 せ 茨城労働局労災補償課 ☎ 224-6217